



## 別表六の二（六）の記載の仕方

### 1 平均売上金額の計算に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項又は第9項第2号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2及び3についても、同じです。）。

### 2 特別試験研究費の額に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第2項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

### 3 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合に記載します。